

## 関係団体からの意見・要望と委員の意見

(1) 補助犬の社会での受入れに関する事	頁
①法を遵守しない場合の指導、罰則について . . .	1
②法に関する事項にかかる相談機関（体制）の整備について . . .	2
③事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について . . .	3
(2) 補助犬の普及啓発に関する事	
①法及び補助犬に関する啓発の推進について . . .	4
②使用者の義務、マナー等の周知方法について . . .	6

関係団体からの意見・要望と委員の意見

(1) 補助犬の社会での受入れに関する事	
① 法を遵守しない場合の指導、罰則について	
(関係団体からの主な意見・要望)	(委員からの意見)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案を明確にした上で、罰則・罰金を規定すべき。</li> <li>・ 先進諸国にならい、我が国も罰則を規定すべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の性格上、罰金や懲役的な罰則は馴染まないと考える。そこで、受入れを拒否した場合の個人名や法人名あるいは施設名の公表を行うこととしてはどうか。</li> <li>・ 法が周知されてない現状があり、罰則を設けるのは時期尚早ではないか。設けるとしても2～3年の周知期間が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まだ理解が浸透していないため、まず実効性のある啓発活動を進め、同時に責任ある第三者機関を立ち上げ、説明、指導することが大切。単に罰則を作ることで解決しない。もし、罰則を入れるなら事業所名の公表が良い。</li> <li>・ 受入れ推進は罰則ではなく普及啓発によることが適当であるが、著しく悪質な違反事例については罰則を適用することも必要。</li> <li>・ 障害者差別禁止法の議論の中で補助犬の受入れについての罰則も検討されるべきであり、補助犬のみの罰則規定は他との均衡を失する。</li> <li>・ 社会に受け入れるべきだという機運ができてこないとな罰則規定には無理があり、現状に合致していない。</li> <li>・ 具体的な指導体制、悪質な場合の対応策を掲げることで罰則よりも有効な救済策となりえる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所による受入れに関する指導や研修会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、各種施設の衛生指導を行っていることから、有効な救済機関として機能できると考えられる。</li> <li>・ 保健所で、事業者に対して、営業許可申請時や検査時に法の精神を伝えて、指導することが必要。</li> <li>・ 保健所の指導が期待されているが、職員への福祉マインドの育成と関連知識の付与が必要。また、受入れ拒否店舗等への「保健所の権限」を、医師法、薬事法、理・美容師法等で定める必要がある。</li> </ul>

② 法に関する事項にかかる相談機関（体制）の整備について	
（関係団体からの主な意見・要望）	（委員からの意見）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関、調整窓口等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県や市町村を相談・調整・指導窓口として規定することが適切。</li> <li>・ 地方自治体の関連部署に相談窓口を設けるべき。</li> <li>・ 公的な機関が望ましく、各団体、行政機関との間でハブ軸的な役割を果たす機関として必要。</li> <li>・ 身近なところで相談できる相談機関が必要。相談体制整備は、障害者自立支援法による仕組みの中で位置づけられることも必要。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入拒否に対し、客観的な立場で仲裁し法の目的に沿った解決を促していきける苦情解決のための機能、受入側にとっては、具体的な受入方法の相談機能としての公的な機関が必要。</li> <li>・ 使用者、受入側の双方からの苦情を処理できるようなものの設置が望まれる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近なところで相談ができる場所が必要であり、365日朝から夜遅くまで対応が可能であるものが必要。検討する委員会は権限のあるもので、利用者、事業者、第三者を含む必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の権利侵害についての相談・救済機関のあり方については、障害者差別禁止法等の議論の中で広く検討されるべきであり、補助犬だけの新しい機関を創設するようなことは非現実的。</li> </ul>

③ 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について	
(関係団体からの主な意見・要望)	(委員からの意見)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の事業所、事務所、住宅、学校等の受入れについて、努力規定から義務規定へ。</li> <li>・ 受入れ経験を積むことで理解が深まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間レストラン等が義務化されていることとのバランスや民間マンションもペットを認める所が増えていること、法施行後3年を経過し猶予期間は与えられたものと思われることから義務化しても良い。</li> <li>・ 福祉社会の実現、障害者の労働への積極的な参加という観点からも事業所は義務化すべき。</li> <li>・ 原則的には、受け入れられるのが当然であり、義務化すべき。</li> <li>・ 原則義務化で、条件によっては例外もあり得るという対応が良いが、現状ではまだ理解不足があり、啓発活動を進めることが必要。</li> <li>・ 受入義務化は必須と思われるが、個別事例に対応する救済機関がなければ受入は進まないことが危惧される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外食は様々な形態があり、店舗の大きさや構造も千差万別であるため、狭い店舗等では対応は難しいことがあり得る。一律でなく、店舗の特性に合わせた対応がされるべきと思う。</li> <li>・ 店舗としては、補助犬を受け入れる意向はあるが、他のお客様から衛生的に問題があるから同伴させないで欲しいと言われることもあり、受入側だけでなく一般の人々にも衛生面での安心感を与えるようなPRが必要。</li> <li>・ 法第11条を強化することに意見はないが、同条で定める住宅がマンションである場合は、同条の効力とマンションの管理規約の効力に関し指針等を公表していただければ幸い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れ義務の範囲を拡大することによる法的諸課題の整理や補助犬制度の社会的定着を図りながら、その具体化の方向についてさらに検討してはどうか。</li> <li>・ 民間賃貸住宅には、いずれは義務化の必要性があると考えるが、当面は受入側の意識を向上させるべく、積極的な普及啓発活動を展開すべき。</li> </ul>

(2) 補助犬の普及啓発に関すること	
① 法及び補助犬に関する啓発の推進について	
(関係団体からの主な意見・要望)	(委員からの意見)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の積極的周知が必要。</li> <li>・ 補助犬について、全く理解していないため「通常のペット犬」や「野犬」と同様扱いで施設への「入場・入店・入室」を拒否された場合、ほとんどであること。</li> <li>・ 本来受け入れられるべきなのは、「補助犬ユーザー」であり、そのような視点がまだまだ足りない。</li> <li>・ 補助犬と補助犬ユーザーを見ていただくことが、補助犬への理解を深めるためには最短の近道であるため、育成団体、補助犬ユーザーによる啓発活動がより重要であり効果的。</li> <li>・ 国、都道府県等の積極的な普及啓発を望む。</li> <li>・ 補助犬使用者がタクシーを利用することについて、運転者だけでなく、一般利用者にも周知し、お互いが身近な存在として受け入れられる環境づくりが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の社会参加になぜ補助犬が大事なのかを使う人だけでなく、受入側の一般の人に知ってもらうことが必要。</li> <li>・ 補助犬感謝デーの設置を検討していただきたい。</li> <li>・ この法律のように、不特定多数の人に理解を求めていくものは、常に啓発活動を怠ってはならない。</li> <li>・ 地道な方策ではあっても、市民への啓発と教育を積み重ねていくことに尽きる。</li> <li>・ 「補助犬の仕事を理解し、社会の一員として受け入れる、町作り宣言」等を行う自治体が全国各地に出てくれば、大きく変化する。</li> <li>・ 法第9条の「不特定かつ多数の者が利用する施設」の範囲を明確にし、無料で配布できる「補助犬受入マニュアル」等に具体的に記載して、広く普及啓発していくことが必要。</li> <li>・ 具体的なデモンストレーション等を通じて理解を図ることが望まれる。</li> <li>・ パンフレットを配るだけでなく、ユーザーが補助犬と出向いて啓発することも大切。</li> <li>・ 法や補助犬について一般的な周知を図ることが重要。例えば、期間（月間、週間等）による周知、小中学校の行事の中で取り上げることなども考えられる。</li> <li>・ 受入側と使用者に対して、受入れの手引きにより共通認識を深めてもらうことも必要。</li> <li>・ 一般国民に対しては、法が障害者の社会参加を推進するための法律であることを、障害者に対しては、補助犬各々の機能や利点、使用者となるための手</li> </ul>

	<p>続きや流れ、使用責任等について啓発することなどが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人に知ってもらうようテレビや新聞などで取り上げてもらう必要がある。</li> <li>・ 厚生労働省、業界団体、支援団体それぞれが自分たちの置かれた立場で最大限の努力をすべき。</li> <li>・ 関連団体発行の全てのメディアに1～2年間連続掲載。NHKクローズアップ現代に働きかけ取り上げて貰う。又は総理府に働きかけ政府のPR番組にコマ入れる。</li> <li>・ 介助犬、聴導犬について言えば、実働頭数を増やすことが最も必要な啓発。</li> <li>・ なぜ、補助犬の頭数が増えず、予算をつけても余ってしまうのかということの分析が必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供たちへの啓発を積極的に働きかけていくべき。犬嫌いの人たちにも補助犬と視覚障害者を受け入れられる啓発が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助犬だけでなく社会全体の障害者に対する理解が進んでいないことから、障害者が地域で普通の暮らしをするのが当たり前であるということをあらゆる場面を通して啓発していくことが必要。特に学校教育の中で、障害者に対する理解を進めることと、その一環として補助犬についての理解を深めることが必要。</li> <li>・ 義務教育の副読本等への啓発文章の掲載や、公的施設内及び公共交通機関内へのポスター等の掲示を継続していくことが必須。</li> <li>・ 特に若い世代への教育が重要。</li> </ul>

② 使用者の義務、マナー等の周知方法について	
(関係団体からの主な意見・要望)	(委員からの意見)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助犬ユーザーの補助犬の適切な管理により信頼を高める。</li> <li>・ 使用者としての自覚を高め、その責務遂行能力の向上を図ること。</li> <li>・ 使用者教育の仕組みが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会の中で生活することから、使用者が一般の人から補助犬を受け入れてもらえるよう努力をすることが必要。</li> <li>・ 受入側との均衡を保つためにも、違反又はエチケット違反をした使用者への罰則規定も必要。</li> <li>・ 再講習などにより、訓練事業者等によるマナー等の徹底が必要。</li> <li>・ 使用者のマナーの遵守は絶対に必要である一方、使用者の義務については、社会が受入れを常態化したときには不要。</li> <li>・ 使用者の中には、「補助犬であればなんでも全てが許される」と考えている者がいるのは事実であるので、補助犬管理義務等について、訓練の中で、更なる徹底がされるよう強化すべき。</li> <li>・ 補助犬として、適当でない行動があった場合、他に著しい損害を与えた場合は、使用者及び指定法人に対する処分があつて当然。</li> <li>・ 使用者は、義務やマナー等の徹底を図ることはもとより、社会全体が、補助犬の制度面だけ知るのではなく、愛玩犬とは違う補助犬とのつきあい方のマナーを知り、補助犬を同伴する身体障害者の社会参加を自然に受け入れるようにしていくことが本法の趣旨に適うもの。</li> </ul>